【別添】

入札（契約）保証金について

１　入札保証金

(1) 入札保証金の納付

入札説明書に記載しているとおり、入札に先立ち、入札保証金の納付が必要です。必要な金額を、現金で納付してください。

ただし、(4)に該当する場合は免除されます。

(2) 入札保証金の額

入札者が見積もる入札金額(単価契約の場合は、入札見積金額に予定数量を乗じた額)×110/100 の金額の 100 分の５以上が必要です。

（例）入札書に 1,000,000 円と記入する場合

1,000,000 円×110/100＝1,100,000 円…入札者が見積もる契約金額

1,100,000 円×5/100＝55,000 円…入札保証金額

(3) 納付期限及び方法

① 入札前までに入札保証金納付書により納付してください。

入札保証金納付書には、次のとおり押印が必要です。

・「代表者本人」が入札参加→代表者印

・「代理人」が入札参加→委任状に押している印（代表者印は不要）

② 金額等を確認したうえで、入札保証金保管書を交付します。

③ 入札終了後、不落札の方には入札保証金を還付します。その際、保管金受領書に 200 円の収入印紙を貼付してください。

④ 落札された方には、契約保証金納付の際（契約保証金を免除するときは契約締結後）に還付します。

(4) 免除

① 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、当該保険契約の証書を提出することにより、入札保証金が免除されます。

② 過去２年間において、国及び地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行している実績がある場合は、「入札(契約)保証金免除申請書」を提出することにより、入札(契約)保証金が免除される場合があります。

２　契約保証金

落札者は、契約金額の 10 分の１以上の契約保証金が必要です。契約保証金の納付方法については、別途通知します。ただし、１(4)等に該当する場合は免除されます。